

日立グループ内部通報規則

はじめに

株式会社日立製作所及びグループ会社（株式会社日立製作所の連結子会社及び株式会社日立製作所が日立グローバルコンプライアンスホットライン（以下、「本ホットライン」という。）の利用を認めた会社をいう。以下、株式会社日立製作所とグループ会社を総称して「日立」という。）は、基本と正道に基いて、説明責任及び倫理的行動の実践に取り組むことを宣言する。

日立は、日立の従業員その他の利害関係者が、不利益取扱いを恐れることなく、誠実に、通報の対象となる行為（以下、「対象行為」という。）を通報することができる体制を整えるものとする。

「日立グループ企業倫理・行動規範」には、上長、人財部門、コンプライアンス部門及び法務部門、並びに本ホットラインへの通報等、通報に関する様々な報告先が記載されている。法令により許容される限り、日立の従業員その他の利害関係者が希望する場合は、本ホットラインを通じて匿名で対象行為を通報することができる。

不正を発見した場合に通報することは、全ての日立の従業員に求められる責任である。他方、上長は、部下が訴える対象行為を真摯に聞き、適切に対応する義務を負う。

株式会社日立製作所のコンプライアンス本部は、本ホットライン並びに通報内容について適切な対応がとられているかどうかについて、監督及び管理する責任を負う。

1. 適用範囲

この「日立グループ内部通報規則」（以下、「本規則」という。）は、日立の業務に関する不正な行為又はその疑い（「欧州連合法違反行為を通報した者の保護に関する 2019 年 10 月 23 日欧州議会及び欧州理事会の EU 指令」（Directive (EU) 2019/1937）が適用される場合は、対象行為には本規則添付別紙 1「欧州連合(EU)に係る付属書」第 1 項に規定される「EU 指令対象行為」が含まれる。また、EU 指令対象行為の通報者を「EU 指令対象行為通報者」という。）について通報しようとする以下の各号に掲げられた全ての者に適用される。

- (1) 全ての日立の従業員及び元従業員（いずれも、フルタイムかパートタイムかを問わず、また派遣社員及び出向者を含む。）
- (2) 日立の役員及び元役員
- (3) 日立に対してサービス又は物品を提供する者及び過去に提供していた者（外部コンサ

ルタント、調達パートナー又はその下で働く者を含む。)

- (4) 日立の代理人
- (5) 日立と契約を締結する顧客
- (6) 日立の採用候補者及び日立と契約締結交渉をしている者
- (7) 日立の株主
- (8) 公務員

本規則は、上記の者と関係のある第三者（上記の者の同僚及び親族、上記の者を支援する者並びに上記の者と関係のある法人等）にも適用される。

本規則は、その性質上コンプライアンス違反とは関連性のない従業員からの苦情、人事考課に関する従業員の不満及び雇用条件に関する不満に対しては適用されない。

本規則に定められた要求事項が、現地の適用法令に定められた条件に比べて緩和されている場合又は適用法令に定められた条件と抵触する場合には、現地の適用法令に定められた条件を遵守しなければならない。これらの場合には、株式会社日立製作所の Chief Compliance Officer に現地の適用法令に定められた条件を通知しなければならない。現地の適用法令に従った本規則の改定は、必要に応じて、株式会社日立製作所の Chief Compliance Officer からの書面による指示により実施することができる。

本規則は、現地の適用法令を遵守するために、特定の国又は地域にのみ適用される規定を別途定めることができる。

2. 用語の定義

本規則において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「しなければならない」、「されなければならない」及び「でなければならない」は、遵守事項を示す。
- (2) 「推奨される」は、推奨事項を示す。
- (3) 「することができる」は、遵守事項若しくは推奨事項に該当しない許容事項又は選択肢を示す。

3. 本規則上の手続き及び遵守事項等

3. 1 対象行為の通報

- 3. 1. 1 対象行為を通報しようとする者は、日立内にある様々な通報窓口（上長、人財部門、コンプライアンス部門、法務部門及び本ホットライン）の内、当該対象行為の内容に鑑みて最も適切と考えられる窓口を利用することができる。通報者は、その希望によって、書面（電子メールを含む。）、口頭（面談を含む。）又は電話で通報することができる。

本ホットラインを通じてなされた通報は、安全かつ秘密が保持される方法により、独立したサービス提供者(NAVEX Global, Inc.、以下、「NAVEX」という。)において受領及び処理される。本ホットラインを通じた通報は24時間365日いつでも行うことができ、法令により許容される限り、匿名でも行うことができる。なお、通報者が面談を要請する場合には、合理的に可能な限り速やかに当該面談を実施しなければならない。

3. 1. 2 日立は、従業員が安心して対象行為を通報し、かつ日立において対象行為が適切に対応されるよう努めるが、他方で、本規則は、従業員が法令違反やその疑いなどを、適切な政府機関などの外部機関に通報することを妨げるものではない。

3. 1. 3 通報されたいかなる対象行為についても、真摯、適切、速やかに、かつ可能な限り秘密が保持される方法により対応されなければならない。また、適切に通報者に対して調査結果を回答しなければならない。

3. 2 対象行為の評価

3. 2. 1 日立は、通報を受領した場合、迅速かつ的確にこれを評価し、通報に対する適切な対応を決定しなければならない。かかる評価は、通報の受領後原則として3営業日以内に、遅くとも7営業日以内にされなければならない。

3. 2. 2 重大な不正行為に関する評価については、事案に応じて、株式会社日立製作所の Chief Compliance Officer、各ビジネスユニット若しくはグループ会社のコンプライアンス部門の長若しくは彼らが指名した者、人財部門又は法務部門などとの協議を経たうえでこれを実施しなければならない。

3. 2. 3 対象行為の受付又は調査を担当する者(以下、「調査担当者」という。)は、的確な能力を持ち、通報を管理し通報者とやりとりする権限を有する者でなければならない。調査担当者は、独立性を有する必要がある。調査担当者が、対象行為と利益相反関係にある場合には、かかる対象行為の調査から除外されなければならない。また、日立グループ利益相反規程又は別途定める運用マニュアルに基づき、当該利益相反関係について、株式会社日立製作所の Chief Compliance Officer、各ビジネスユニット若しくはグループ会社のコンプライアンス部門の長に対して報告しなければならない。

3. 2. 4 日立は、通報を受領した場合、遅くとも受領日から7営業日以内に、通報者に対して通報を受領した旨を通知しなければならない。また、通報者との適切な連絡手段を維持しなければならない。必要に応じて当該連絡手段を通じて追加情報を入手するものと

する。

3. 2. 5 重大な不正行為（調査の過程で重大な不正行為が確認された場合を含む。）については、株式会社日立製作所の Chief Compliance Officer 又は各ビジネスユニット若しくは各グループ会社のコンプライアンス部門の長に通知しなければならない。

3. 3 通報者等の保護

日立は、本規則の定めに従って対象行為を通報した者に対していかなる不利益取扱いも行っていない。

3. 3. 1 本条に定める通報者等の保護は、通報時点において、対象行為が発生したと信じる合理的な理由をもって通報をした者すべてに適用される。
3. 3. 2 本条に定める条件を満たす場合、匿名通報者も本条に基づき保護される。
3. 3. 3 通報者は、通報によるあらゆる態様の不利益取扱い(EU 指令対象行為の通報に関しては、本規則添付別紙 1「欧州連合(EU)に係る付属書」第 2 項に記載された不利益取扱いを含む。)から保護される。通報者は、利用可能な救済措置、不利益取扱いからの保護措置及び通報者としての権利について、弁護士等の専門家に相談して助言を求めることができる。
3. 3. 4 本条に基づく保護は、既に公知となった情報について通報した者、及び対象行為が発生したと信じる合理的な理由なしに根拠のない噂に基づいて通報をした者に対しては適用されない。
3. 3. 5 調査を実施するために通報者を特定することが必要不可欠である場合を除き、日立の役員又は従業員は、通報者又は調査への協力者が誰であるかを詮索してはならない。
3. 3. 6 日立によるいかなる不利益取扱いについても、日立の社内規則等の違反として取り扱われ、かかる不利益取扱いを行った者は、解雇を含む懲戒に処される場合がある。
3. 3. 7 故意に虚偽又は悪意のある通報その他不誠実な通報を行った者は、懲戒に処される場合がある。

3. 4 秘密保持

3. 4. 1 通報者を特定し得る情報及び調査の詳細を含む通報に関する情報については、可能な限り厳重に秘密として管理されなければならない。

3. 4. 2 日立は、通報者を特定し得る情報、その他通報内で言及された人物に関する情報等の通報内容が、調査関係者以外に不適切に開示されることのないよう、調査実施中又は完了後にかかわらず、秘密保持のためのあらゆる合理的な手段を講じなければならない。

3. 5 調査の実施

3. 5. 1 日立は、対象行為について、適切に、迅速に、かつ当該状況下において可能な限り秘密が保持された方法により調査及び進捗確認を行い、通報者に対して調査結果を回答する。

3. 5. 2 日立の役員及び従業員は、本規則に従って、通報の調査に協力しなければならない。

3. 5. 3 調査の実施が不可避であり、その結果として懲戒解雇を含む懲戒を処され得る重大な不正行為には、次の各号に掲げる事象が含まれる。

- (1) 「日立グループ企業倫理・行動規範」その他社内規則の違反
- (2) 詐欺、贈収賄を含む腐敗行為
- (3) 会計不正その他財務的な手続きに関する不正
- (4) 犯罪行為
- (5) 競合他社との不適切な接触等、会社の利益と相反する、又は相反する可能性のある行為
- (6) 取引先との取引に関する不誠実又は不正な行為
- (7) 公共の安全、並びに従業員その他会社の関係者の生命、健康及び安全を害する行為
- (8) 法的義務に違反する行為
- (9) 会社の活動又は会社の業務の過程で従業員により引き起こされた環境被害
- (10) 差別、いじめ又はハラスメント
- (11) 人権又は環境へ悪影響を与える行為
- (12) 上記に規定するもの以外の法的規制に違反する行為

3. 5. 4 Chief Compliance Officer（各グループ会社の Chief Compliance Officer を含む。）又はコンプライアンス部門の長は、調査に責任を負う調査担当者を指名しなければならない。その際、当該調査担当者に対して秘密保持義務を負うことを通知しなければならない。調査担当者の選定基準及び指名の方法（メール又は書面での指名等）については、別途定める運用マニュアルに従う。

3. 6 調査結果の回答等に関する期限等

3. 6. 1 日立は、通報者の保護を含む調査対応への信頼を築き、維持するために、通報者に対して、法的に可能な範囲かつ秘密保持義務に違反しない範囲で、調査の進捗状況を通知し、また合理的な期間内(原則として通報から3か月以内)に調査結果を通知しなければならない。但し、複雑な事案については回答期限を延長することはできるが、その場合、通報者に対しては、合理的な期間内に、調査に時間を要する旨及び予想される調査完了時期を伝えることとする。日立は、秘密保持義務に基づく制約を受ける場合であっても、可能な限り調査状況に関する情報を通報者に提供するように努めなければならない。

3. 6. 2 本ホットラインを通じて対象行為を通報する場合、通報者は、適切に情報を提供するための方法を選択しなければならない。通報は、NAVEX によって、安全かつ秘密が保持された方法により、また、日本法及びヨーロッパのデータ保護法制を含む適用法令を満たす方法で受領及び処理される。NAVEX は、しかるべき担当者に対して通報内容を展開する。

3. 6. 3 本ホットラインに通報を行った場合、通報者にはアクセスキー（PIN 番号）が付与される。通報者はアクセスキーを用いることで、オンラインで通報の進捗状況を確認し、また調査担当者からの質問に対して回答を行うことができる。通報者からの適切な情報提供は、通報調査への着手及び調査完了のために必要である。したがって、通報者は、定期的に調査担当者からの質問を確認し、回答しなければならない。

附則

本規則は、2022 年 6 月 1 日から実施する。

以上

別紙1 欧州連合(EU)に係る付属書

1. EU 指令対象行為

欧州連合(EU)の法令違反に関係するものとして、「欧州連合法違反行為を通報した者の保護に関する2019年10月23日欧州議会及び欧州理事会のEU指令」(Directive (EU) 2019/1937) 第2条第1項に規定されているEU指令対象行為とは、次の各号に掲げる領域に関する違反行為を指す。

- (1) 公共調達
- (2) 金融に係るサービス、商品及び市場、並びにマネーロンダリング及びテロ資金供与の防止
- (3) 製品に係る安全及びコンプライアンス
- (4) 運輸に係る安全
- (5) 環境保護
- (6) 放射線防護及び原子力に係る安全
- (7) 食品及び飼料の安全、動物の健康と安全管理
- (8) 公衆衛生
- (9) 消費者保護
- (10) プライバシー及び個人データの保護並びにネットワーク及び情報システムの安全性
- (11) 欧州連合の機能に関する条約(TFEU)第325条で定められた欧州連合(EU)の財政上の利益に影響を与える違反であって、関連する欧州連合の措置において更に特定されるもの
- (12) 欧州連合(EU)の競争及び国家補助の規則の違反、法人税の規則に違反する行為、並びに適用される法人税法の目的又は趣旨に反する税務上の優位性を得る目的での取り決めに関連した内部市場に関する違反を含む、欧州連合の機能に関する条約(TFEU)第26条第2項に規定された内部市場に関する違反

2. EU 指令対象行為の通報に係る不利益取扱い

本規則3.3.3に規定されたEU指令対象行為の通報に係る不利益取扱いには、次の各号に掲げる行為を含むが、これに限定されない。

- (1) 停職、一時解雇、解雇又はそれらと同等の措置
- (2) 降格又は昇格の差し止め
- (3) 職務の変更、勤務地の変更、賃金の引き下げ又は労働時間の変更
- (4) 研修の受講停止
- (5) 否定的な業績評価又は人事記録
- (6) 懲戒処分、譴責、その他の懲戒処分(金銭的な処分も含む)
- (7) 強制、脅迫、嫌がらせ又は疎外行為

- (8) 差別的又は不公平な取扱い
- (9) EU 指令対象行為通報者が正規雇用について正当な理由を有するにもかかわらず、臨時雇用契約を正規雇用契約に変更しないこと
- (10) 臨時雇用契約更新の不履行又は早期終了
- (11) 名誉又は評判（ソーシャルメディアにおけるものを含む）を毀損すること、並びに事業機会の喪失や所得の喪失を含む経済的損失を及ぼすこと
- (12) EU 指令対象行為通報者が将来同種の業界で就職先を見つけることが困難となる状況を引き起こす可能性のあるブラックリストへの登録
- (13) 商品又はサービスに関する契約の早期終了又は解約
- (14) ライセンス又は許認可の取消し
- (15) 精神科又は医療措置への照会等